



令和2年11月 6日
中部地方整備局

道路協力団体の第5回の指定に向け、募集を始めます。

○中部地方整備局ではこのたび、道路協力団体^{注)}の指定に向け、5回目の公募を開始いたします。

○公募の事前相談期間、申請受付期間については、以下のとおりです。

事前相談期間:令和2年11月 9日(月)～令和2年11月20日(金)

申請受付期間:令和2年11月24日(火)～令和2年12月 4日(金)

○公募に関する詳細(募集要項等)については、別紙1の各事務所のホームページでご確認下さい。

【 <https://www.cbr.mlit.go.jp/road/dourokyoryoku/index.html> 】

注) 道路協力団体制度は、道路における身近な課題の解消や道路利用者のニーズへのきめ細やかな対応などの業務に自発的に取り組む民間団体等を支援し、地域の実情に応じた道路管理の充実を図ることを目的とした制度で、平成28年4月に創設されました。制度の概要については、別紙2をご覧ください。

※詳しくは、国土交通省のホームページをご覧ください。

【 <http://www.mlit.go.jp/road/kyoryokudantai/index.html> 】

1. 配付資料:別紙1(公募一覧表)、別紙2(「道路協力団体制度」リーフレット)

2. 配布先:中部地方整備局記者クラブ、岐阜県政記者クラブ、静岡県政記者クラブ、三重県政記者クラブ、第二県政記者クラブ、飯田市役所記者クラブ、塩尻桔梗ヶ原記者クラブ、木曽合同庁舎記者室

<問い合わせ先>

中部地方整備局 道路部計画調整課

課長 今井 清隆

課長補佐 小川 喜睦

直通電話:052-953-8171

道路協力団体の募集を行う事務所一覧

別紙 1

事務所名	ホームページURL	問い合わせ先
多治見砂防国道事務所	https://www.cbr.mlit.go.jp/tajimi/fureai/oshirase/index.html	計画課 0572-25-8026
岐阜国道事務所	https://www.cbr.mlit.go.jp/gifu/dorokyoryoku/dorokyoryoku.html	計画課 058-271-9815
高山国道事務所	https://www.cbr.mlit.go.jp/takayama/syoukai/dourokvo.html	計画課 0577-36-3822
静岡国道事務所	https://www.cbr.mlit.go.jp/shizukoku/dourokyouryoku/index.html	計画課 054-250-8904
沼津河川国道事務所	https://www.cbr.mlit.go.jp/numazu/road/dantai/	計画課 055-934-2010
浜松河川国道事務所	https://www.cbr.mlit.go.jp/hamamatsu/news/2020/20201106/	計画課 053-466-0117
名古屋国道事務所	https://www.cbr.mlit.go.jp/meikoku/jigyo/dourokyoryoku/	計画課 052-853-7323
三重河川国道事務所	https://www.cbr.mlit.go.jp/mie/road/rcg/	計画課 059-229-2220
紀勢国道事務所	https://www.cbr.mlit.go.jp/kisei/news/201106.html	計画課 0598-52-5365
飯田国道事務所	https://www.cbr.mlit.go.jp/iikoku/road_kyoryokudantai/index.html	計画課 0265-53-7204

「道路協力団体制度」が創設されました。

1. 道路協力団体制度とは？

- 道路における身近な課題の解消や道路利用者のニーズへのきめ細やかな対応などの業務に自発的に取り組む民間団体等を支援するものです。
- 道路管理者と連携して業務を行う団体として法律上位置づけることにより、自発的な業務への取組を促進し、地域の実情に応じた道路管理の充実を図ろうとするものです。

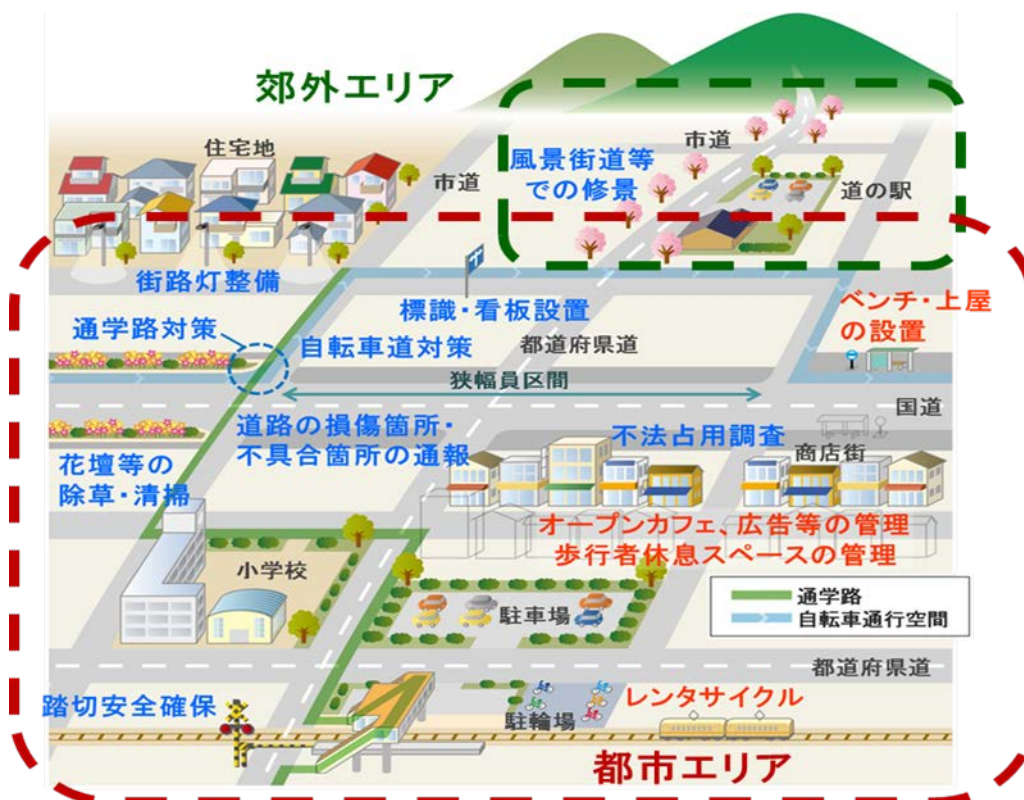
2. 制度の特徴

- 業務を行うにあたり 3. ②に挙げる物件等の道路占用が必要な場合、手続きが円滑・柔軟化されます。
- 道路空間を活用した収益活動が可能です。その収益は道路の管理に還元頂きます。

3. 道路協力団体の業務内容（道路法第 48 条の 24）

- ① 道路管理者に協力して、道路に関する工事又は道路の維持を行うこと。
(例：道路の清掃、花壇整備、歩道の段差解消のためにステップの設置等の軽易な工事)
- ② ①のほか、安全かつ円滑な道路の交通の確保又は道路の通行者若しくは利用者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設であって、下記※に掲げるものの設置又は管理を行うこと。 ※道路法施行規則第 4 条の 20
 - 1) 看板、標識、旗ざお、幕、アーチその他これらに類する物件または歩廊、雪よけ等で安全かつ円滑な道路の交通の確保に資するもの
(例：歩行者等の通行注意看板、案内板、街灯、歩廊)
 - 2) トンネル上、高架下等の自動車駐車場及び自転車駐車場
(例：小型モビリティ用駐車場、シェアサイクル駐輪場)
 - 3) 道路の路面に設ける自転車、原付、小型自動車等の駐車に要する器具
(例：シェアサイクル施設)
 - 4) 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
(例：掲示板)
 - 5) 標識又はベンチもしくはその上屋、街灯等
(例：歩行者休息スペースやバス停等のベンチ及び上屋、案内板、街灯)
 - 6) 食事施設、購買施設等
(例：オープンカフェ、マルシェ)
 - 7) 道路に関するイベントに係る広告塔、ベンチ、露店、看板、標識、アーチ等
(例：道路に関連したイベント開催に要する機材)
- ③ 道路の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
(例：道路の不具合箇所、不法占用物件等の発見及び道路管理者への通報)
- ④ 道路の管理に関する調査研究を行うこと。
(例：交通量調査、道の駅の利用者ニーズ調査)
- ⑤ 道路の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
(例：通勤・通学の安全確保に関する意見交換、占用許可制度に関する啓発活動、無電柱化等の施策に関するワークショップの開催)
- ⑥ ①～⑤に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

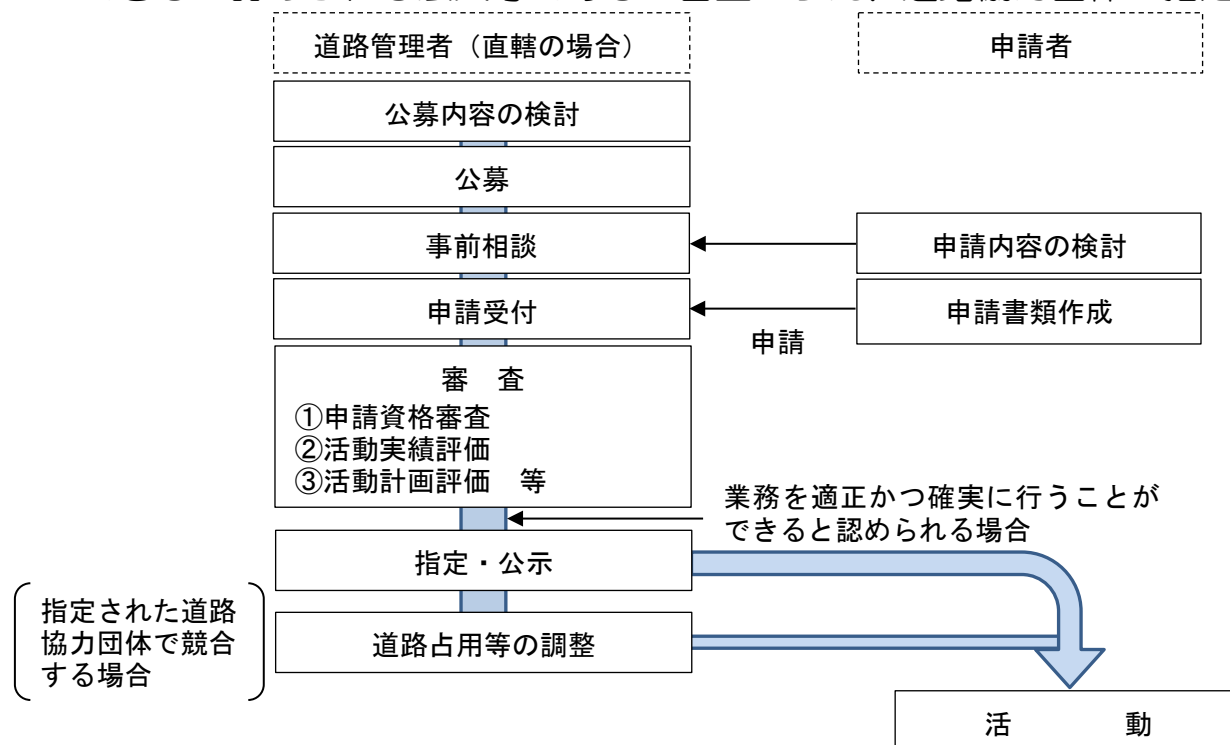
【道路協力団体の活動イメージ】



4. 指定までの主な流れ

※道路管理者により異なる場合がありますので、ご注意ください。

道路協力団体の指定を希望する法人等は、道路管理者に対して申請を行います。申請を受けた道路管理者は、道路協力団体としての業務を適切かつ確実に行うことができると認められる法人等であるか審査のうえ、道路協力団体に指定します。



問合せ先 中部地方整備局 道路部 計画調整課
 電話番号：052-953-8171
<https://www.cbr.mlit.go.jp/road/dourokyoryoku/index.html>